

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
商法			

評価(ABCD)

C

1. 事件において、EはB及びC銀行の議決権行使の取扱いが法令に違反することと理由に、事件決議の取消しの訴え(会社法(以下、法令を略)81条1項1号)を提起している。これは認められる。

5. 2. 3. 4. 案件诉讼程序诉讼要件之满足与否之检讨。

(1) Eは殊主であり、原告通悟と母は(同条)横注書。

(2) ~~甲は、甲会社に~~ 甲会社に、そして、事件決議の日から60日以内
内に事件訴訟を提起した場合は、提訴期間を満了とする。

10 3. zは、Eの譲渡は認められず、~~その~~乙銀行の議決権行使の取扱いが31条2項に違反しないか問題となる。

(1) 31条1項は、書面による議決権の行使は議決権行使書面を株式会社に出して行う旨を規定し、同条2項は、同条1項により書面により行使した議決権の数は出席し、持主の議決権の数に算入すると規定している。

15 (2) ここで、株主が書面により行使し得る議決権と、株主が出席して行使し得る議決権の内容が異なり、この場合には、出席して行使し得る議決権の内容が株主の公平の意思に合致すると考えられるため、これを優先する。

(3) レバレ、事件が乙銀行の従業員Cはそれを乙銀行から議決権行使の代理権を授けられており、代理権を証明する書面も甲社に提出している(210年頃参照)。また、Cは傍聴のために入場したため、乙銀行の代理人ではないため投票

はしついで旨を甲社に伝えし。そのため、乙社がCに於
議決権行使はしつゝに。従て、甲社は乙銀行が議決
権行使書面の返送により投票に内容に於て乙銀行の
議決権3000個に於ては反対にものと扱わねばならぬに
てはつゝ、これを棄権として扱ふに之は、31年1月2日

1 ページ

裏面へ

(4) よって、乙銀行の議決権行使の取扱いは法令違反であり、
決議取消事由にあたる。決議方法の1にあたり

4. では、Bが事前の指示と異なる議決権行使をしたことは、
106条に反し、決議取消事由となる。

5 (1) 106条より、株式が2以上の共有に属する又は、当該株式
について権利を行使する者定め、株式会社に対しその者の
氏名又は名称を通知しなければ"当該株式について権利行使
することはできない。" かつ、本件において、甲社従業員持分会
規約により、持分会の共有に属する株式に係る議決権の行使
は甲社 総務部長に委任して行うこととされており、これが甲
10 社に通知されていると考えられる。よって、甲社従業員持分会
の共有に属する株式についてBは代理権を有する。

(2) ここで、本件において上記規約より持分会の会員は自己の持分
に応じて株式数の株式に係る議決権について、議決権の行
15 使の方法を指示することによってなるとしていい。Bは
これらの指示に従わずに議決権行使をしている。

3 この点、106条により共有に属する株式について権利行使者の
稱通知が要求されている趣旨は、会社の事務負担を
軽減する点にある。そうであるとすると、会社が権利行使
20 者の議決権行使が共有者の指定に基づくものでないことを知
ている場合には、権利行使者の議決権行使が違法と
は106条違反とはならないと解する。

5 本件において、本件議案に対して賛成の議決権行使の指
示が2000個、反対の議決権行使の指示が1万個寄せられて
25 いにこのことについて、甲社経営陣に周知されている。さらに、Bが
甲社総会事務局に提出した委任状にも上記議決権の指示の
内容が記載されている。Bの

8 よって、1万2000個分の全部について賛成する旨の意思表示
が上記議決権の指示内容と異なることを知りながら、Bの
30 意思表示を偽装して、本件決議には、決議方法の法令

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

評価(ABCD)

C

違反あり、決議取消事由となる。

ら、そして、1-とえ 3、4. の法令違反が~~あったとしても~~^と決議の
結果が変わらばいいという場合であっても、議決権のう
りなことを1万5000個について決議方法の法令違反があったの
であらう、これらの違反が「重大ではない」(831条2項)とはい
えない。

6. よって、Eの訴えは認められる。

以上

林 祐樹

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。